半導体製造装置 法規制マップの内容は、随時更新されます。ただし全ての情報を適時適切に更新することを確約するものではありません。 対応については、法律の原文をご確認の上、各社でご判断べたさい。

(影響度)
 ○: ほとんどの会員企業に影響あり
 ム: 一部の会員企業に影響あり
 x: ほぼ影響なし
 x: 3年以降

| No | 地域 | いては、法律の原文をご確認の上、行 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|-------|--|--|---|-----|-----|---------------------------|
| 140 | -0-% | /A]‡ | Globally H armonized S ystem of Classification and Labelling of Chemicals の略。化学 | 国際的に統一された有害性を示す絵表示が9種類定義されている。 | 沙首及 | 未心区 | 15.3女员女 |
| | | | 品の分類および表示に関する世界調和システム。化学物質の危険有害性の分類基準や それを伝達するラベル、SDS(安全データシート)の内容を調和し、世界統一ルールとして提 供すること。 ケミカル品輸出の際には各国の現地語でのSDS添付、GHSラベルの貼り付けが必要となる。 | 各国毎に法規制の要求事項、許容濃度が違うため、各国毎の最新の制度・法規制に 従う必要がある。各国の参照している国連文書のバージョンが異なる。 欧州: CLP規則(No.213)を参照。 | | | |
| | | | | 米国:危険有害性周知基準(Hazard Communication Standard:HCS)(29CFR § 1910.1200) | | | |
| | | | | 中国: 危険化学品安全管理条例 中国語(簡体字)SDS、24時間対応の中国国内固定電話(現地語対応)による連絡 先の記載義務 | | | |
| 001 | All | 現地語SDS/GHSラベル | | 韓国:化学物質管理法、産業安全保健法、危険物安全管理法 SDSではな(MSDSと呼ばれる 2020/1/16 産業安全保険関連法規の改正施行により、有害・危険物質に関する作 業でも雇用労働部長官の承認要。 2021/1/16上の改訂版産業安全保健法で新たにMSDSを雇用労働部 産業安全保健 公団:KOSHA)への提出する規定が設けられ、施行されました。 提出は製造・輸入する前に行めを要がありますが、未規定の施行日、すなか52021年1 月16日時点で既に製造・輸入している場合には、下記の猶予期間が設けられています (産安法施行規則2)第157条、雇用労働部令第272号(2019年12月26日公布)附 則第9条)。 (母間製造量が100トン以上:2022年1月16日 (3母間製造量が100トン以上1000トン未満:2023年1月16日 (3母間製造量が10トン以上1000トン未満:2024年1月16日 (母間製造量が11トン以上100トン未満:2025年1月16日 (毎間制造量が1トン以上100トン未満:2025年1月16日 (5母間製造量が1トン大本満:2025年1月16日 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| | | | | 台湾:危害性化学品標示及び通識規則 秘密保持のための非開示は申請が認められれば許可されるが、急性毒性区分1/2/3、 皮膚震食剤激性区分1、変異原性、発がん性、生殖毒性などに分類される場合は非 開示とすることはできない。 | | | |
| | | | 正式名称は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的とし。 (1)PCB等(附属書A掲載物質)の製造・使用、輸出入の禁止、 | 条約を締結している加盟国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を 担保できるように国内の諸法令で規制することになっている。 | | | |
| | | | (2)DDT等(附属書B掲載物質)の製造・使用・輸出入の制限, (3)非意図的に生成されるダイオキシン等(附属書C掲載物質)の削減等による廃棄物等 | EU: POPs規則 | | | |
| | | POPs条約 | の適正処理を定めている。 | 日本: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 韓国: 残留性汚染物質管理法 | | | |
| 002 | All | Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)) | | 神画:次画に/ウ末/初見目生/広 台湾:毒性および懸念化学物質管理法 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| | | ,, | | 中国:2020年11月2日、優先管理化学物質一覧(第2パッチ)が公布 新汚染物質管理行動計画に基づく重点管理対象新汚染物質リスト(2023年版) | | | |
| | | | | シンガポール:環境保護と管理法(ENVIRONMENTAL PROTECTION AND | | | |
| | | | 中国の認証制度。入力電力が36V以上で強制品目リストに挙がっているものが対象(漏 | MANAGEMENT ACT(CHAPTER 94A)) CCC認証の実施対象となる品目は、「強制製品認証目録」に記載されている。2018年 | | | EMC·安全法規制専門 |
| 101 | China | 中国CCC | 電ブレーカ、ケーブルなどが対象)。対象となる部品は中国国内での販売が禁止。 認証品にはCCC マークを表示する。 | 10月より、CCC認証製品目録に記載されている一部の製品については、製造者による 「自己証明」による認証方式も選択できる。 | 0 | 0 | 委員会 エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 102 | China | 改正中国版RoHS (電器電子製品有害物質使用制 限管理弁法) | 施行日: 2016年7月1日 対象製品: 中国国内で生産、販売、輸入を行う電器電子製品 対象制度: 1. 鉛およびその化合物 3. カドミウムおよびその化合物 4. 木価ワム化合物 5. ポリ臭化ジフェルレーラル(PBDE) 7. 国が規定するその他の有害物質 要求事項: - 環境保護使用期限の表示 - 製品中の有害物質多称、含有量の明記 - 有害物質任制限 ※1 | 2016年1月21日、中国の工業情報化部から中国内oHS版の改正版分名された。改正法の名称は「電子情報製品汚染制御管理弁法」から「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」に変わり、日物家電も対象となった。同時に「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法の解説 15 発行された。 ※1 有害物質使用制限目録(第1期)の施行。2019年3月15日。対象品目は以下 7、7アックス 2、エアコンディショサ 8、テレビ 3、洗濯機 9、モンタ 4、電気温水器 10、パンコン 11、モバイル通信端末・携帯電話 6、コビー機 12、固定電話 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| | | | 新化学物質環境管理弁法として2010年10月15日施行。改訂版が新化学物質環境管理登記弁法として2020年4月28日公布、2021年1月1日施行。 | 「中国現有化学物質名録」による確認は各社の判断による。 46,856種類の物質のCAS番号、分子式等を示しています。 | | | |
| 103 | China | 中国REACH (新化学物質環境管理登記弁 法) | 全並記が放してものなかすり25日 公司、もの「中」万1日かり。 新規化学物質に適用。新規化学物質とは、「中国現有化学物質名録」に収載されていない物質。 既存化学物質とは適用ない、 新規化学物質として登記後ら年間は「中国現有化学物質名録」に収載されないが、登記後、現在まで製造・輸入の実績がない場合は新法発行日か55年後に収載される。 1、新規化学物質の「登記・申告」義務 ()通常登記 年間10以上の場合 2 簡易登記 年間10以上の場合 2 簡易登記 年間11以上101未満の場合 3 周出申告 年間11以上17、大フマシュールの場合 2 第月漫の登録 中国現有化学物質名録で規定された以外の用途で使用する場合 | ************************************ | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 104 | China | 中国WEEE (廃棄電器電子製品回収処理管 理条例) | - 目的 資源の総合利用、循環経済発展の促進、環境の保護、人体の健康の保障 公布日 2009年2月25日、施行日:2011年1月1日 安末事項と社組み 対象製品の製造・輸入時に、リサイクル費用が徴収される。 徴収したリサイクル費用は、廃棄電器電子製品処理基金(リサイクル基金)が管理し、 リサイクル事業者の補助金となる。 ・対象製品:()内は16当りのリサイクル費用 テレビ(13元)、沸酸庫(12元)、洗濯機(7元)、 エアコン(7元)、パリコン(10元) | 2015年2月9日、中国の発展改革委員会から、対象製品追加の公告が出された。 追加された製品は、レンジフード、電気格湯器、ガス給湯器、ブリンタ、複写機、ファウシ ミリ、モニタ、モバイル通信端末、電話機で、合計14品目となる。 施行日は、2016年3月1日からである。 | × | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 107 | China | エネルギー効率規制 GB 18613-2020 『電動機のエネルギー効率限界値 とエネルギー効率ウラス』 CEL 007-2021 『中小型三相誘導電動機エネル ギー効率標識実施規則』 | - GB 18613-2020 120W-01000kWの三相誘導電動機および120W-3700Wの単相誘導電動機が対象。規 格内に記載のある3級以上に適合する必要がある。2021年6月1日より実施。 - CEL 007-2021 上記規格中の三相誘導電動機0.75kW-375kWがエネルギー効率標識 (ラベリング) の対 象となる。2021年6月1日より実施。 | 電動機単体のみでなく、設備や機械に組み付けられたものも対象。 ・ラベリング 2021年6月1日以前に出荷された製品、または2021年8月1日以前に輸入された製品 は、2022年6月1日までに表示することができる。 | 0 | 0 | エネルギー効率利用専門委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|----|--|--|---|-----|-----|--------------------|
| 201 | EU | RoHS指令(2011/65/EU) Directive of the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment | 電気・電子機器における船、水銀、カドラム、大価クロム、ポリ臭化ピフェニール(PBB)、ボリ臭化ジフェールエーテル(PBB)、オリ繊ジ・ニーチルペラル(DBP)、フタル総ジ・エチルペーシル(DBP)、フタル総ジ・スタル(DBP)、アリル能ジ・スタル(DBP)、クタル能ジ・スタル(DBP)、カリル能ジ・スタル(DBP)の使用を禁止。許容温度は均質物質あたりかドラムがの11重量%、その他が0.1重量%。ROHS指令への適合性評価を実施する。 適合と口でも製品には、CEマークを貼付する。 対象製品カテゴリは以下の通り。 ナ大型家庭用電気製品(冷酸庫、洗濯機など) 2) 小型家庭用電気製品(冷酸庫、洗濯機など) 2) 小型家庭用電気製品(冷酸庫、洗濯機など) 2) 小型家庭用電気製品(特酸機、アイロンなど) 3) 情報技術・電気通信機器(パソコン、電話など) 4) 消費者用機器(ラジオカビット、ビデオカンなど) 5) 照明機器(ランブ類、照明制御装置など) 6) 電気・電子工具(電気ドル)、はかだ用臭など) 7) 玩具・レジャー用品・スポーツ用品など(ビデオゲーム、スロットマシンなど) 8) 医療関連機器 9) 監視・制御機器 9) 監視・制御機器 101 自動販売機など 11) その他の電気・電子機器(2019年7月22日から) ※2019年7月22日から、アリート(DEHP、BBP、DBP、DIBP)が禁止物質に追加された。(カデゴ)8、9は2021年7月22日から。) | 以下の製品は適用範囲外。 あ具語。武器 助宇宙に送ることを目的として設計された機器 ら他の適用範囲外の製品に組み込まれる専用の機器 が大型板付式産業用工具(LSSIT) ら人本には貨物輸送手段(電動二輪車を除く) おしまり、建設用などの可搬機械 的能動型植え込み式医機機器 が成場光発電システム用の太陽電池パネル が飛発自的でB2Bでのみ入手可能なもの 半導体製造装置をLSSITとして適用範囲外とするかは、各社の判断による。 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 202 | EU | WEEE指令(2012/19/EU) Directive of waste electrical and electronic equipment | 展電気電子機器の発生、管理に伴う環境と人の健康への悪影響の抑制を目的に、製品ライプサイカルの各段階での適切な設計や処理を要求する指令として2003年に発行された。 幅広い品目を対象に、各メーカーに自社製品の回収・リサイクル費用を負担させるもの。 特定のマーク(ゴミ箱に×町)を製品に貼付する。 1) 温度交換装置(冷蔵庫、エアコンなど) 2) スワリーン、モニタ、おび表面積100cmでを超えるスワリーンがある機器 3) 照明器具 4) 大型機器(外形寸法が50cmを超えるもの、但し、1~3に含まれるものは除く) 5) 小型機器(外形寸法が50cm以下のもの、但し、1~3に含まれるものは除く) 6) 小型機長(外形寸法が50cm以下のもの。但し、1~3に含まれるものは除く) 6) 小型の情報技術・電気通信機器(外形寸法が50cm以下のもの) ※カテゴリは2018年8月15日以降、10分類から6分類に変更となった。 | 正当な理由があって、EU域外に出さなければならない場合(修理など)のクライデリア(基準)が明確でない。 以下の製品は適用範囲外。 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 203 | EU | 低電圧指令(2014/35/EU) Low Voltage Directive | 電気機器(AC50V~AC1000V/DC75V~1500V)の安全要求、整合規格に沿った安全設計。 数品と製品に組み込むコンポーネントの個々が対象となる。 ①CEマーキングの製品へ必表示。 ②ECの通合宣言書の作成 ③技術文書の作成保管(リスアセスメント結果を含む)、 機機指令を適用する製品は低電圧指令を宣言しない。 [要求事項として、構成部品の選択、絶縁距離の設定、アースの取り方、ハウジングの 剛性、無燃性材料の選択、銘板表示、温度上昇、漏れ電流等、感電・火災の危険に関 退した規定内容となる。 | □機器(EN 60950-1)、Audio機器(EN 60065) 規格がマルチメディア機器規格(EN 62368-1)へ統合され、移行の強制日が2020年12月20日となっている。過去に旧規格で適合済みの製品も、継続してEUへ上市する場合は、強制日までにEN62368-1への更新が必要。 | 0 | Δ | EMC·安全法規制専門 委員会 |
| 204 | EU | 機械指令(2006/42/EC) Machinery Directive | 機械の安全要求、整合規格に沿った安全設計。 ① CEマーキングの製品への表示 ② CEでニキングの製品への表示 ② Eをごの適合宣言書の作成 ③ 技術文書の作成と保管(リスワアセスメント結果を含む) ④ マニュアルの契約結約が、宣言書、注意銘板等を含む) ※ 完成品でないためCEマーキングを表示しない部分的に完成された機械は、組み込み宣言書を適用する。 [要求事項] 機械指令にて取り上げられる危険には、機械的可動部による人体の損傷、感電、火災、電磁波、薬液、圧力、爆発、騒音、放射(レーザー、X線等)等の巾広い範囲が規定されて 取り、それら洗険に対するリスク度合いの検証とリスク度合いに応じた安全対策を行うことが 求められている。 | 指令から規則に変更される予定。 移行猶予期間は、通常3年半となる。 特に注意が必要な変更、追加部分としては下記となる。 ① サイバーセキュリティへの対応 ② 丸が安全機能に関与している場合は、NBによる評価が必要 ③ 自律型機能に関すしている場合は、NBによる評価が必要 ③ 自律型機能に対った。協働のボットに関する要求追加 ④ マニュアル、技術文書の電子化が許容される | 0 | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |
| 205 | EU | 圧力機器指令(2014/68/EU) | 1. 適用範囲 最大許容圧力PSが0.5barを超える圧力機器、およびアセンブリの設計、製造、 および適合評価に適用 圧力機器には、容器、配管、安全機器(安全弁等)、圧力アウセサリが含まれる。 (詳細は指令の第1 鬼を参照) 2. 要求事項 1)下記の情報を基に付属書Iの適合評価表を使ってカテゴリを決定する。 ガス、液体の蒸気圧、温度、および危険性 容器の容量 最大許容圧力PS 2)カテゴリに従った適合評価手順(モジュール)を適用する 3)付属書Mo就安全要求事項に適合している事を示す技術文章を作成する 4)適合宣言書を活付する。 5)CEマーキングを貼りつける。 5)DEマーキングを貼りつける。 5)適合宣言書のコピーと技術文書を生産終了後、10年間保管する。 | 1. カテゴルを適用モジュール(詳細は指令の付属書II、と付属書IIIを参照) カテゴ海底に適用モジュールは集なる 2. 適用除水(詳細は指令の第1条 2を参照) カテゴリに分類され、機械指令や低電圧指令によって取り扱われる機器 | Δ | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |
| 206 | EU | REACH規則((EC) No 1907/2006) Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals | 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規制。 対象: EU域内で製造、輸入されるもの、成形品に含まれるものとして上市させるものなど、あ 参答: (1) 物質そのもの、調剤に含まれる物質(6条) 年間1トン以上製造または輸入する場合には、欧州化学物質庁(ECHA)に登録が必要。 (2) 成形中に含まれる物質(7条)・ (7) 成形品に含まれる意図的に成出される物質が、年間1トン以上の場合は(1)と同じ登録 義務がある。 (2) 高態含物質(SVHC)を成形品中に0.1重量%以上含み、この物質が年間1トン以上にな る場合は、欧州化学物質庁への届出義務がある。 (3) 高態含物質(SVHC)を成形品中に0.1重量%以上含み、この物質が年間1トン以上にな る場合は、欧州化学物質庁への届出義務がある。 (3) 高態含物質がトン未満の場合でも成形品中に0.1重量%以上含有する場合は、顧客 に当該成形品を安全に使用できるのに十分な情報(最低限物質名)を伝達する義務があ る。 また、消費者から請求があった場合には、請求があった日から45日以内に当該成形品を安全に使用できるのに十分な情報(最低限物質名)を伝達する義務がある。 (33条) | 成形品に含まれる意図的に放出される物質とは、ボールベンのインクなどを指す。 半導体業界では、特に[2/③の対応に注意が必要。 製品によっては、出荷量から(2)②への配慮も必要。 成形品の解釈についてECHAからガイダンスが発行されている https://echa.europa.eu/documents/10162/2324906/registration_en.pdf/de54853 d=19e=4529-9534-88690443729272=162905524601 高懸念物質(SVHC)は、順次追加されるので、EU官報等で確認のこと。 REACH規則AnnexXIVは、認可対象物質が収載されており、これら物質は現実的に上 市するこがほとんど不可能となります。 REACH規則AnnexX 埋では、上市にあたり制限が設けられたり、必要に応じて禁止され ることがある。 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 207 | EU | 發生物性製品規則 Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council concerning the making available on the market and use of biocidal products | (冷却水添加用防藻剤、抗菌処理済み製品、防腐剤入り塗料など)をEU域内へ輸出す | BPR(Biocidal Products Regulation) 旧法令(BPD(Biocidal Products Directive): 有害生物の駆除剤を中心とした化学、薬剤の製造企業への規制にTreated Articleが追加され、殺菌・防腐処理などを意図的に取り込んだ物質や製品も本規則の対象となった。(2013年9月連用開始)近年、危険物質の段階的排除に向けた活動として、消毒剤、木材の防腐剤など対象の見直しを2024年を削限に進めている。また、違反に対する制裁規定を新たに定め「第1次化学品制裁令改正令」、遵守の強化を図っている。 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 208 | EU | エネルギー関連製品に対するエコデ ザイン要求事項設定のための枠組 み構築 ErP Framework Directive | ライフサイクルを通じ、製品の環境パフォーマンス改善が目的。 製品のライフサイクル・エコデザインでは、「業材製造」、「製品製造」、「流通」、「使用」、「廃 業・リサイクル」の全てのライフステージを考慮する。ライフサイクル思考(Environmental Life- Cycle Thinking)が原則。 対象範囲は、使用中にエネルギー消費に影響を及ぼすあらゆる「製品(最終製品)」で、環 境パフォーマンスを個別に評価出来る「部品」注)輸送手段(車や飛行機)は適用範囲外。 | 準値は、実施措置(Implementing Measures)又は、自主規制措置(Self- Regulation Measures)として法制化。注)Lotごとに規則(Regulation)に。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 209 | EU | ファン効率規制 ErP Fans driven by motors COMMISSION REGULATION (EU) No. 327/2011 | 125wから500kWの電動アンについての効率規制。 2013/1/1 から 効率レベル 13~61、 2015/1/1 から 効率レベル 21~64で施行。 | - 自己宣言 - CEマーキング - 効率値、カテゴリ他の表示。 | × | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|----|---|--|--|-----|-----|--------------------|
| 210 | EU | 指向性ランプ、LED効率規制 ErP Tertiary Lighting Regulation COMMISSION REGULATION (EC) No.1194/2012 | 指向性ランプ、LED(照明用として次の通り施行。 2013/9/1 から 効率レベル Stage1 2014/9/1 から 効率レベル Stage2 2016/9/1 から 効率レベル Stage3 指向性ランプ、LED(照明以外の用途)として 2013/9/1 から色度、用途、仕様の記載を要求 | - 自己宣言 - CEマーキング - 『照明以外の用途』の場合は用途の表示。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門委員会 |
| 211 | EU | インダクションモータ、インパータ (VFD)効率規制 COMMISSION PEGULATION (EU) 2019/1781 | 既存の規制 COMMISSION REGULATION(EC) No.840/2009から対象範囲が拡大されている。 ・インダウションモータ [対象]24.6.8極 単相、三相 50~1000V 0.12kW~1000kW [規制値に時期] ①2021年7月から 三相の75kW~1000kW: IE3、0.12kW~0.75kW未満: IE2 ②2023年7月から 単相0.12kW~1000kW: IE2、三相75kW~200kW: IE4 ・インバータ 「対象]100~1000Vの三相入力 出力が一つで0.12kW~1000kWのモーターを1台運転できる [規制値に時期] 2021年7月からIE2 | - CEマーキング - 情報表示 仕様や構造などで除外規定があるので詳細は確認が必要。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門委員会 |
| 212 | EU | 電力用変圧器に対する消費エネ ルギーの抑制を図るための規制 ErP Transformer Regulation COMMISSION REGULATION (EU) No 548/2014 | 小型、中型、大型別に効率化レベルが規定され2015/7/1から施行され2021/7/1に効率レベルが引き上げられる。(小型は効率レベルの要求なし) ・小型=電圧:~1.1kV または 容量:~1kVA ・中型=電圧:1.1kV~36kV または 容量:5kVA~40MVA ・大型=電圧:36kV~ または 容量:40MVA以上 | ・自己宣言 ・機器表示義務がある ・小型= 定格・負荷損、無負荷損、etc. 中型、大型= 定格、負荷損、無負荷損、etc. Peak Efficiency Index .etc | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 213 | EU | CLP規則 Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures REGULATION (EC) No 1272/2008 | (概要) EU加盟諸国において上市される物質および混合物のGHS分類、包装、表示に関して定め だ規則。 (分類の義務) EU域内の製造者または輸入者は、EU域内で上市する物質または混合物を上市前に有害 性の分類をしなければならない。 (包装の義務) 物質または混合物の供給者は、以下のように包装されていることを確実にしなければならない。 ・ 危険有害性のある物質または混合物を入れる包装材は、内容物が漏出しないような 設計・材料であること。 ・ 所定の危険有害性がある物質および混合物を一般公衆に供給する場合、 包装材に子供には開けられない留め具および警告を備えなければならない。 (表示の義務) EU域内の製造者または輸入者は、EU域内で上市する前に、危険有害性がある分類される物質または混合物について、危険有害性の表示(ラベル表示)をしなければならない。 | 化学品を輸出する企業は対応の必要がある。 【参考:ECHA CLPガイダンス】 | Δ | 0 | 環境情報專門委員会 |
| 214 | EU | Fガス規則 Certain Fluorinated Greenhouse Gases REGULATION (EC) ⇒ No517/2014 適合宣言書 Commission Implementing Regulation (EU) 2016/879 | EUのプロン対策における法規制として2007年7月より施行。⇒2014年に改訂(規制強化)目的はFが入類(HFCs、PFCs、SF6)使用製品からのFガス放出の低減。また、特定のFガス使用製品(例:冷凍機類(チラー等)、防火システム、消火器、ヘアかうス内のSF6、3イヤの工業人が実施が発用SF6、エアリルなどはEUでの上市禁止。 ・2015年から2030年までに、段階的に79%まで削減。・2015年から到り当ての範囲を超えるFF-GasのEUへ持ち込み禁止。(EU当局へ割り当て申請の必要あり)・2017年1月1日から割り当ての範囲を超えるHFC格裁製品について、事前充填禁止の取得(購入)し、出荷装置毎に適合含書きを発行する必要あり。→Authorizationの取得(購入)し、出荷装置毎に適合含書きを発行する必要あり。→Authorizationの取得(購入)し、出荷装置毎に適合含書きを発行する必要あり。→Authorizationの取得(購入)し、出荷装置毎に適合含書きを発行する必要あり。→Authorizationの取得(購入)し、出荷装置毎に適合含書きを発行する必要あり。→Authorizationの取得に関方の取得に関方ができる。(関密が加口の中にの場合、顧客へ相談要)※適合含書書発行については、左のImplementing Regulation参照・2020年1月1日からGWP100以上で、括数量40 CO2ートン以上のFF-Gas搭載の据付型冷凍機器類において、サービス及びメンテナンス禁止。 Fガスの使用製品に対しては定期点を観入して、接触量40 CO2ートン以上のFF-Gas搭載の据付型冷減機器類において、サービス及びメンテナンス禁止。 Fガスの使用製品に、サービス及びメンテナンス禁止。 Fガスの使用製品に、サービスを対しまで、サービスを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を | 半導体製造過程のエッチング工程等に該当ガスが使用されている場合は、半導体製造装置に対しても対象となる。 半導体製造装置の附帯設備ではチラー(冷凍機搭載)が対象となる。 IE規制No.842/2006は2014年末で廃止された。 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 215 | EU | 電池規則((EU)2023/1542) | 来施規則にU.2019/801]か2布され2019年3月10日に完初でれた。 2023年7月28日公示、2023年7月28日公元、2023年7月28日公元、2023年7月28日公元、2023年7月28日公元、2023年7月28日公元、2023年7月28日公元、2023年8月18日を地帯・横勝型地が対象。 日東止予定。EUに上市されるすべての電池(用途・種類問わず)が対象。 日東心カガーブリー接帯型電池 投動・照明・点火(SL)用電池 接続と関した。 を養用電池に分類 ロ要求事項 ・物質の制限 ・ 水銀 ・ 電池への0.0005wiを超える水銀の含有禁止。 ・ カンドシウ、推集用電池への0.002wiを超えるが銀の含有禁止。 ・ かこの24年8月18日から携帯用電池への0.01wiを超える鉛の含有禁止。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 補足や軽減を定める実施法の制定が今後行われるので、合わせて確認する必要があります。 欧州以外の各国における電池関連規制 日本・電気用品安全法(2008) リチウムイオン二次電池(1個当たりの体積エネルギー密度400Wh/L以上のもの)が対象自動車用、原動機付自転車用、医療機械器具用及び産業用機械器具用電池、容易に取り外すといるできない電池等は対象が対象製品にはPSEマークを表示すること 米国・カリフォルニア州法(通塩素酸塩に対するベストマネジメントブラクティス、2006) 通塩素酸塩を含む製品にロイン形二酸化マンガンリチウム電池などが該当)およびその製品を搭載する製品には、外装ケースや個包装、取扱説明書に下記の文章を表示することを義務付付る。 "Perchlorate Material - special handling may apply、See www.dtsc.ca.gov/nazardouwaste/perchlorate." 2022年09月19日、「責任あるパッテリーリサイクル法(Responsible Battery Recycling Act of 2022)」が公布 中国・リチウムイオン電池業界規範条件特に指定のない限別、通常、単体電池(パッテリのセル)および電池パック(電池モジュールおよびステム)を対象 台湾・商品検験法(2014) 公覧品(Gomputer, Communication, Consumer Electronics)用のリチウム二次電池(セル)、リチウム二次携帯電源、リチウム二次電池を設めた電池大売電器にフいて同談に基で、検をとテンル貼付き義務化。 | 0 | 0 | 環境情報專門委員会 |
| 216 | EU | EMC指令(2014/30/EU) EMC Directive | 整合規格に沿ったEML EMSの評価・設計 製品と製品に組み込むコンポーネントの個々が対象となる。 製造者や輸入業者、近週業者を含めた責任の明確化と強化 ※Winfortruoと無線機を指載する場合は、RE指令の対象 ①CEマーキングの製品への表示 ②EC適合宣言書の作成 ③取扱説明書の作成 ④技術文書の作成と保管 | 規格EN81000-6-2:2019が発行され、2022年2月22日以降も製品を出荷・販売する場合は規格更新(試験)が必要。 規格EN81000-6-4:2019が発行され、2022年9月20日以降も製品を出荷・販売する場合は規格更新(試験)が必要。 | 0 | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|----|--|---|---|-----|-----|--------------------|
| 217 | EU | 紛争鉱物規則 Conflict Minerals Regulation | 2014年3月5日、欧州委員会は紛争地域原産鉱物の責任ある取引に関する結合アプロー 字案を公表。2015年5月、欧州議会が修正業を採択。2017年3月16日、欧州議会は「紛 争鉱物資源に関する規則案」を採択。 2017年5月19日、紛争鉱物規則が公布され、2017年7月9日発効。 2012年5月1日は、紛争鉱物規則が公布され、2017年7月9日発効。 対象製品・金、スズ、タンタル、タングステンの鉱石、精鉱、未加工金属(バー、ロッド、ワイヤ 等) 対象地域・武力紛争状態にある地域、紛争後の不安定地域 (CAH/RAS-Conflict-Affected and High-Risk Areas) 対象者・対象製品のEUの輸入業者(製錬業者等含む)、EU域内のサプライチェーンの川下 位業 対象者の義務: (1輸入業者はデュー・デリジェンスを実施。 ②制厂企業の、デュー・デリジェンスに関する情報提供 | https://ec.europa.eu/growth/sectors/raw-materials/due-diligence-ready_en 2020年12月にはCHARAsリストが公開された。このリストは四半期毎に更新されている。 最終更新は2022年6月。 https://www.cahraslist.net/ | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 218 | EU | コンピュータ効率規制 COMMISSION REGULATION (EU) No 617/2013 | 1) 規則免効時(施行と同時): Lot の相当の要件 (0.500以下のモード、スリーブ以下の電力管理機能) 2) 第1段階(2014年7月1日より): TEC値はENERGY STAR Ver5よりも若干厳しい(0.9倍) など 3) 第2段階(2016年1月1日より): TEC値はENERGY STAR Ver5よりも厳しい(0.75倍) など ⇒コンピュータの技術要件は、TEC値(年間総エネルギー消費量[kWh/年]:E.TEC)、スリープ電力、低電力モード電力、オフ電力、内部電源効率、パワーマネージメント機能など、全て基準を満たすこと。 ⇒小型サーバ、コンピュータサーバなどの技術要件は内部電源効率に限定。 | 『制御用、組込用コンピュータ、コンピュータサーバは対象が、』 Lot 3規則"EUNA 61/2013"の前文(2)に「オフィス機器に関する実施措置を導入する」とあり、規制接状の前提にあるのは、「オフル機器(最終製品)としてのコンピュータおよびコンピュータサーバと記されていると読めるため。 | × | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 219 | EU | COMMISSION REGULATION (EU) 2016/2281 ecodesign requirements for air heating products, cooling products, high temperature process chillers and fan coil units | 空調機、高温プロセスチラー、ファンコイルを対象とするエネルギー効率規制。 プロセスチラーついては、SEPR(seasonal energy performance ratio)値での効率規制が設定されている。 チラーの分類 ・低温チラー(-25°Cのブライン製造用) ・中温チラー(-8°Cのブライン製造用) ・高温チラー(+7°Cの冷却水製造用) | 高温チラーが半導体製造装置には多く使用されている。SEPR(seasonal energy performance ratio)外気温を考慮た効率算定を適用する事は適切ではないと考えられるが、『プで以下の冷却水を発生する能力のあるチラーは、SEPR値での効率規制対象となる。』と云う規制内容では、半導体製造装置に使用されるチラーは、規制対象外とは云いきれない。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 220 | EU | 廃棄物枠組指令(2008/98/EC) 改正令(EU)2018/851 | 廃棄物規制の基本原則を定めたもので、廃棄物の発生抑制を目的とし、再使用の推奨、 重要原料を含む製品の廃棄防止等を定めている。 2018年6月14日、EUから廃棄物枠組指令(2008/98/EC)の改正版((EU)2018/851)が公布 2021年1月5日以降、REACH規則第30条で定められている成形品中のSVHCの情報伝達 内容をECHAに提出すること(第9条1項(i)) | ・SVHCの情報伝達は製品含有懸念物質データベース(SCIP)で行う SCIP: Substances of Concern In articles, as such or in complex objects (Products) ・SCIPデータベースの登録対象は、認可対象接補リストに掲載されたSVHCが0.1wt%を超える含有がある成形品、その成形品の複合品および製品 ・登録する情報は、成形品のを称られicle name, 識別デ(Primary article identifier)、成形品カテゴリー(Article category)、足U域内製造(Productionin the EU)、安全使用情報(Safe use instructions)、SVHC物質情報(Candidate list substance)、含有濃度範囲(Concertration range)、材質カデゴー(Material category)・成形品の複合品および製品の場合は、製品の下位構成(Complex object component)の情報が必要 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 221 | EU | サイバーセキュリティ法 (EU) 2019/881 (Cybersecurity Act) | 製品、プロセス、サービスのサイバーセキュリティ認証を規定するためのもので、断片的な既存の認証制度に代わる欧州のサイバーセキュリティ認証制度を策定するプロセスを確立するためのもの。 保証すべきレベルは、リスケ・ベースで考慮されており、「基本(basic)」、「実質(substantial)」、「高(High)」の3種類を想定している。製造者/供給者の自己認証(「適合性宣言書」が可能のは、基本レベルのみ。その他のレベルでは、独立した第二者機関の関与が必要となる。「実質」の場合はEU窓でAB(Conformity Assessment Bodies)、「高」の場合は国家公的機関、国家機関となる。ただし、国家機関がGABを指定してくるケースもある。 | ENISA(サイバーセキュリティ機関)が規定に関する任務を遂行する。 2019年6月27日に発効され、サイバーセキュリティ認証スキームは、既存のSOG-IS相互 来認協定や共通の基準に基づ、既存の認証スナームに取って代わるもの。 範囲(どの製品カテゴリー、サービスの種類)、具体的な要求事項、評価基準(該当する 場合は関連規格)等の記載あり。 | Δ | Δ | EMC·安全法規制専門 委員会 |
| 251 | UK | EU CEより移行 (EUの各CE指令に相当) | EU離脱により、CEマーキングから外れ、UKCAマーキング規制を導入。 ・基本的に各CE指令がそのままUKの法規になっている。 ・UKCAマーキングの表示が必要。 ・その他表示義務や、適合宣言書・技術文書の作成・保管義務などはCEと同様。 | - 2021年1月1日施行に施工され、移行期間が2024年12月31日午後11時までとされて いたが、現在UK当局HPのアナウンスでは、2024年12月以降もCEマーク使用が無期限 で延期されている。 https://www.gov.uk/government/news/uk-government-announces-extension- of-oc-mark-recognition-for-businesses ただし、現状では、この通知のみとなっており、正式文書などでの発行はないため、今後の 動向に注意が必要。 | Δ | Δ | EMC·安全法規制専門 委員会 |
| 252 | UK | UK RoHS The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (Amendment) Regulations 2021 No. 422 | ・EUを離脱した英国において2021年1月1日より導入された英国版RoHS。 ・対象国は、グレートプリテン(イングランド・ウェールズ、スコットランド)。 北アイルランドはEU RoHS規則が引き検ぎ適用される。 ・規制の内容は、EU RoHS規則に基づいている。 対象化学物質 翁、水銀、が下さりム、六価クロム、ポリ臭化ピフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)、フタル酸ジューエチルハキンル(DEHP)、フタル酸ジューエチルハキンル(DEHP)、フタル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルハキンル(DEBP)、アクル酸ジューエチルのとのというが高速をは対質物質あたり力ドミウムが0.01重量%、その他が0.1重量%。 対象製品カテコリー リ大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 21 小型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 21 小型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 21 小型家庭用電気製品(特別機、アイロンなど) 31 情報技術・電気通信機器(パンコン、電話など) 41 消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど) 51 照明機器 91 監視・制御機器 91 監視・制御機器 91 監視・制御機器 91 監視・制御機器 91 監視・制御機器 41 に、JのHSでは、様々な手機を英国単独で行う必要がある。 ・適用除外について 期限は30 医療関連機器、91 医視・制御機器は31年、それ以外は5年。 期限を延長するためには期限到達の18ヶ月前までに更新申請を提出する必要あり。 (申請費用に関する法案は12031/4/6 を持一で定。14 件当たり公39.721(約680万円)が申請者負担となる。) ・(旧KGペークの貼り付け。(北アイルランドでは引き続き CEマーキング が有効)・ ・(UK RoHS特をへの適合性評価の実施する。 適合宣言書及び適合の根拠を明示する技術文書の作成する(10年間保管)。 | - UKCAマークへの移行期限は 2022年12月31日 とされたが、強制日が2年間延期され た (期限2024年12月31日)。 更には2024年12月31日)。 更には2024年12月31日。 ウェロは2024年12月31日。 - 2012年RoHS規則の附則A2 (適用除外リスト)に記載される各種照明器具中の水銀 に関する複数の適用除外を廃止、また更新する決定を2023年2月1日に下した。 https://www.gov.uk/government/publications/restriction-of-hazardous- substances-nots-determinations-on-exemption-applications/rohs-exemption- applications-secretary-of-state-determinations | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|-------|---|---|--|-----|-----|--------------------|
| 253 | UK | UK REACH The REACH etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2020 No.1577 | EUを選問した英国において2021年1月1日上り導入された英国版REACH。 対象国は、グレートプリテン(イングランド、ウェールズ、スコットランド)。 北アイルランドはEU REACH規則が引き機を適用される。 ・UK REACHの規制当局は、安全衛生庁(HSE)となる。 ・規制の内容は、EU REACH規則に基づいている。 がレートプリテンにて年間トン以上の化学物質を生産または輸入する企業は 以下のシステル(Comby with UR REACH)への登録が必要。 なき、登録における化学物質の全てのデータの提出には、その取り扱い量により 登録期限が決められている the REACH (Amendment) Regulations 2023 (No.722)が2023年7月19日に施行 経過措置が設けられ、登録をの情報提出期限を当効期限より3年延長とした。 ・年間100トン以上:2021年10月28日から4年間 →2026年10月27日まで ・年間 100トン以上:2021年10月28日から4年間 →2028年10月27日まで ・年間 10トン以上:2021年10月28日から4年間 →2028年10月27日まで ・年間 10トン以上:2021年10月28日から4年間 →2028年10月27日まで ・年間 1トン以上:2021年10月28日から4年間 →2028年10月27日まで ・表がが仕、変集原性、生殖毒性物質(OMR):年間 1トン以上 ・水生生物非常に受い場性(急性・慢性・物質・実間 100トン以上 ・高態を候補物質(SMP):年間 100トン以上 ・高態を機構物質(SMP):年間 1月 27 日時点)(全銭期限:2028年10月27日まで) ・高態を機構物質(SMP)(2020年12月 31 日時点))(2023年12月31日時点) (登録期限:2021年10月28日から4年間)→ (登録期限:2028年10月27日まで) ・高態を機構物質(SMP)(2020年12月 31 日時点))(2024年1月月1日から2026 年 10 月 27 日までの期間に追加される物質) | - 詳細はHSEのHPを参照のこと (https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm) | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 301 | Korea | 化学物質の登録および評価等に 関する法律(韓国化評法、K- REACH) | 康や環境を保護する目的で定められた法律 新規化学物質、既存化学物質の登録・申告 ・製造者もしくは輸入者もしくは代理人は年間100kg以上のすべての新規化学物質および 年間1トン以上の登録対象既存化学物質について、国立環境科学院に登録申請資料を 提出しなければならない。また年間100kg未満の新規化学物質は申告が求められる。 有書性審査および有害性評価、合理・計算・ | 1. 既存化学物質の登録に関して 助度存化学物質の全448時で、44.478時で 対象では、2019年5月8日(環境部告示第2019-82号)の告示で3物質追加/5物質削除 /301物質の名称変更、2020年4月14日(環境部告示第2020-76号)の告示で15物質 追加 以下については登録報予期間が設けられている。 ・環境部長官に少計能定点が生売される年間に以上の発が心性、変異原性、生殖毒 性の恐れがある既存化学物質(CMR物質)、年間1,000以上の既存化学物質 2021年12月31日まで、4年間10以上1,0001未満の既存化学物質 2021年12月31日まで ・年間10以上1,0001未満の既存化学物質 2027年12月31日まで ・年間11以上101未満の既存化学物質 2027年12月31日まで | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 302 | Korea | 化学物質管理法 | 化学物質の直下管理を目的で定めた法律 化学物質の適正管理を目的で定めれた法律 化学物質の過正管理を目的で定めれた法律 化学物質の製造輸入前に、製造者もしくは輸入者が既存化学物質であるかどうかを確認 し、化学物質の製造輸入前に、製造者もしくは輸入者が既存化学物質であるかどうかを確認 し、化学物質の製造輸入前に、製造者もしくは輸入者が既存化学物質・はないのでは、 届出者・化学物質は認明調書を発行してもらわなければならない。 届出者・化学物質と製造・輸入しまうとする者(輸入代行者に委託した委託者) 化学物質しより、販売、貯蔵、連搬、使用などにも申請等が発生する。 届出を要する物質 ①有書化学物質 ②直輸入申告、営業登録、製造輸入実積報告等 ②許可物質・選業許可、輸出承認、実積報告等 ③事故別、制限・禁止化学物質・営業許可、輸出承認、実積報告等 ③事故別、制限・禁止化学物質、営業許可、輸出系認、実積報告等 ②非出量調査対象物質 (須持出量調査対象物質 (新規化学物質の固出は化学物質の登録及び評価に関する法律に移管されている) 有書化学物質の高温は化学物質の登録及び評価に関する法律に移管されている) 有書化学物質の容器や包装の表示をしなければならない。詳細は「化学物質の分類および表示等に関する規定(2014-45号)」で規定されている。 化学事故の対応 化学事故の対応 化学事故の対応 化学事物質の容器や包装の表示をしなければならない。詳細は「化学物質の分類および表示等に関する規定(2014-45号)」で規定されている。 | | Δ | 0 | 環境情報專門委員会 |
| 303 | Korea | KC/KCs | KC: EMCの要求でヨーロッパのCEマーキングとほぼ同じ製品群に 適用され、産業機器にも適用される。 KCs: 産業ロボットや切削機、研磨機、高所作業台、人体保護具等に対する安全規格 で、適用範囲は限定される。 | KC: 法規制解釈が変更となったが、韓国ユーザ自身が理解して いないケースもあるので、第3者機関へ確認することを推奨 する。 特定の産業機器に対する規制免除の改訂家が発行されている。採択されれば、条件 を滅たす産業機器は設証が登録不要となる。 KCs: ・ガントリ-タイプのロボットに非プレス機、適用であるが、 多軸ロボットには 適用される。 | 0 | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |
| 304 | Korea | Motor Regulation KS C 4202 | 2011/1〜 対象: 0.75~200kW(2.4極)、0.75~160kW(6極)、 0.75~110kW(6極) 規制:E2 E39プス接射:適用予定 2015年10月37kW以上200kW未満 -2016年10月200kW以上375kW以下 -2018年10月0.75kW以上37kW以本満 | 認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率値の表示も必要。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 305 | Korea | 生活化学製品および殺生物剤安 全管理に関する法律 K-BPR | 施行日:2019年1月1日 対象製品:全ての生活化学品と設生物製品(農薬や食品、医薬品など、他の法規制で規 対象製品:全ての生活化学品と設生物製品(農薬や食品、医薬品など、他の法規制で規 制されているものの一部例外を除く) 要求事項:(注記:本業界に影響がありそうな殺生物製品等に関する要求事項のみ列記) 1. 設生物質の製造・輸入者は、殺生物質に対して物質項形態を受ける。 およ、2018年12月31日以前に韓国国内で流速第予対象既存殺生物質と指定・告示された場合には、その承認猶予期間中は承速を受けずに製造・輸入できる。 2. 殺生物製品の製造・輸入者は、殺生物製品の製品不認を受ける。 また、殺生物製品に使用された殺生物質の成分、殺生物製品の使用による危険性や応 急措置方法などを、購入者がかかりやすいよう殺生物製品の外間に表示する。 3. 殺生物処理製品の製造・輸入者は、殺生物処理製品に製品承認を受けた殺生物製品のみを使用すること。 有害生物の除去などに対する効果・効能を購入者に知らせる場合には、使用された殺生物製品の外の所表などに対する効果・効能を購入者に知らせる場合には、使用された殺生物製品の外の所表などに対する効果・効能を購入者に知らせる場合には、使用された殺生物製品の外の所表などに対する効果・効能を購入者に知らせる場合には、使用された殺生物製品の免険性や取扱いの注意事項を、購入者がわかりやすいよう殺生物処理製品の外側に表示する。 | https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%83%9D%ED%99%9C%ED%99%94%ED%95%99%96%ED%99%96%ED%99%96%ED%99%96%ED%99%96%ED%95%98%EG%ED%85%B6%EG%ED%B5%96%ED%95%B6%ED%B5%B6%EG%ED%B6%B6%ED%B6% | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|--------|---|---|---|-----|-----|--------------------|
| 401 | Taiwan | 審性および懸念化学物質管理法 (TCCSCA) | 目的: 毒性化学物質による環境汚染の防止。人の健康被害の防止。 既存化学物質、新規化学物質等について申告・登録を義務付けている。 1)対象物質: 既存化学物質、新規化学物質を製造又は輸入を行わえずる国内外の法人 3)申告内容: 一般新化学物質、のKR、低懸念ポリマーで登録方法が異なる 例: 一般新化学物質 (例: 一般新化学物質 少量登録 ~ 100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 簡易登録 (100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 情易登録 (100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 推奨登録 (10cm/y+満 節易登録・有害性分類および表示、安全使用情報、物理化学特性 推奨登録 (11~1000k/y未満 簡易登録・健康毒理情報、生態毒理情報 既存化学物質については年間100kg以上での登録を義務付けている。 (100kg未満の事前申請も可能となっている) なお、天然物質や成形品、商業用途ではない不純物・副生成物等に対しては適用されない。 | ①営業機密等でCASNoが開示されない場合は化学物質メーカー側から直接、居出をしても5つ必要あり。その届出情報場合は情報保護される。また、その場合は台湾内に連絡人が必要。 ②届出編れなど、既存物質として登録されなかった場合は新規化学物質としての取扱を受ける。 ・2019年1月16日に「毒性化学物質管理法」が改正され、同法律名として公布された(総統今第10800005221号)。今回の法改正は、管理すべき物質数を増やし、事故処理の強化、協力体制の構築および得来的な財政考慮など、全体的に補強する内容となっている。 ・台湾の行政院環境保護署書物化学物質局は2023年1月12日、「毒性および懸念化学物質の立てを発表し即発効した。今回の放正により。舎計1時20物質が感光化学物質して指定され、これらの物質の製造、輸入、販売、使用および保管には、台湾TOCSCAに基づく規制対象となる。 ・製造、輸入、販売、使用、保管に先立つ事前承認、取扱量の記録と報告、事故防止と緊急対応、表示とSDSの要求など新しい要求事項を認定もおもの経過措置を付与される。 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 402 | Taiwan | 職業安全衛生法 (新化学物質登記管理弁法) | 2014年12月31日労動部により新化学物質登記管理弁法」が制定。2015年1月1日施行 1021年11月27日改正が無規化学物質の簡易登録1中/少量登録」の登録有効期間や CBI(営業秘密情報)の保護期間が5年間に延長された。) 職業災害を防ぎかつ労働者の安全および健康を保障するために制定されている。 助対象物質:中央主管機構がウェブサイトで公告した化学物質リストに収載されていない物質が新化学物質 2)申告者:国内で設立している会社 3)申告内容:一般新化学物質、CMR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:一般新化学物質、OMR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:一般新化学物質、MR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:一般新化学物質、MR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:一般新化学物質、MR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:一般新化学物質、MR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる例:中登記で100kg/未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および編累情報 服务登記 100kg 10kg 未満 情報を登録 10で10kg 未満 簡易登記・健康毒理情報、有害性評価、暴露評価・リスク評価 標準登録 100~100kg 未満 簡易登記・健康毒理情報、有害性評価、暴露評価・リスク評価 標準登録 100~100kg 未満 簡易登記・健康毒理情報、有害性評価、暴露評価・リスク評価 標準登録 100~7 所易登記・健康毒理情報、有害性評価、暴露評価・リスク評価 SDS/ラベルの提供義務についても規定されている。 | 以下のいずれが該当する場合、本金配弁法は適用されない。 - 天然の物質 ・試運転する機械あるいは設備に伴う化学物質 ・反応機成しは設備では、大型であるい。 ・税関監督管理下の化学物質 ・税関監督管理下の化学物質 ・税関監督管理下の化学物質 ・機業物 ・商業用途ではない副産物あるいは不純物 ・商業用途ではない副産物あるいは不純物 ・成形品 ・成形品 ・29%ルールに適用のポリマー ・他の法律で所管される化学物質 ・中央主管機関が指定した適用しない物質(ガラス、ブリット、鋼製品等) SDSの営業機密については当局により認められれば成分を非開示と出来るが、国家標 準CNS15030に規定された有害性の区分(発がん性、生殖毒性等)を持つものについて は非開示が認められない。 | Δ | 0 | 環境情報專門委員会 |
| 403 | Taiwan | BSMI | 事事体製造装置に付属される一般市販のLCDモニタやキーボード、マウスといった情報処理 装置および付属品はBSMIの対象となる。 なわ非対象製品である産業機器の製品内部へ搭載し単独使用できない場合は非対象と なりますが、保守部村単位での発送時には対象になる可能性がある。(HSコードで対象/非 対象を判断) | PC類が付属される製品で、単独で使用する製品構成の場合には注意 | Δ | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |
| 404 | Taiwan | 台湾RoHS | 台湾の商品検査法が改正されRoHSの要求が追加された。 対象製品は、CNS15663第5節(含有標示)に従い、「商品検査標識」及び対象物質に対 する「使用制度物質含有状況」の表示が必要。 公布:2015年12月29日 対象物質: 84、お銭、カドミウム、大価クロム、PBB、PBDE 関値: カドミウム:001重量%、その他物質:0.1重量% 対象製態: 84、アコン、プリンタ、コピー機、TV、ディスプレイ、パソコン用モニタ、プロジェクタ、 ネットの一つフルチメディアプレーヤ 施行日:2017年7月1日 | 公布後、以下の対象製品が追加されている。 ・ ウォーターディスペンサ ・ ご総解一方グ、電源コード等「製品 ・ PC付属機器、AV機器等92製品 ・ 安定器内臓療光管 ・ 台所用品、經房器具等、63製品 ・ モーター、遮断器等の電機類、32製品 ・ 放料水供給器 ・ 電源アダプタ、電助スクータ用充電器等、5製品 ・ 電源アダプタ、電助スクータ用充電器等、5製品 ・ 電源アダプタ、電助スクータ用充電器等、5製品 ・ 電源・アグリタ、電助大型・電影・電源・アグリタ、コピー様合機 ・ 電動・電源・アグリタ、コピー様合機 ・ 電動・車・アグリー・ 自動車・シガーライタ用電源供給器 2022年5月台湾へのより銀制対象製品の検査規定改正、検査規定改正後の検査標準は2022年3月2日より施行された。改正前の検査標準は2022年3月2日より施行された。改正前の検査標準は2022年3月2日より施行された。改正前の検査標準は2022年3月2日より施行された。改正前の検査標準は2022年3月2日より施行された。改正前の検査標準は2022年1月1日以降、同意言書まは効力を失うので、2024年12月31日までに、改正後の規定に基づき適合宣言書に必改が著名を行う必要がある。(半導体製造装置では、その対象製品には含まれていない。) | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 501 | U.S. | 紛争鉱物 Conflict Minerals Regulation | は生産に必要」である企業に対し、当該紛争鉱物の原産国や当該紛争鉱物の購入・使 用が武装勢力の資金源となり紛争地域での人権侵害等に寄与していないこと等を確認す | 米国上場企業は、1月1日~12月31日を対象として、毎年5月31日までにSEC(米国証券取引委員会)に報告書を提出する必要がある。 服客が米国上場企業である場合は、自社が手上場企業であっても、顧客要求により 3TG使用有無及び原産国調査、サブライチェーンのデューデリジェンスの確認が必要な場合がある。 調査票として紛争鉱物に関する国際ガイドラインを制定しているRMI(Responsible Minerals Initiative)が公開しているテンプレートCMRT(Conflict Minerals Reporting Template) を使用されるケースが多い。 | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 502 | U.S. | TSCA Toxic Substances Control Act (有書物質規制法) | 目的: 有害な化学物質が人の健康または環境に不当なリスクを及ぼすのを防止するために 米国における化学物質の製造・加工や米国への化学物質の輸入を規制。 1977年施行、EPAの規制権限の強化等を目的に2016年6月2日改正 所管当局: 環境を護庁(EPA) 対象外:他の法律によって規制される食品、医薬品、化粧品、農薬など 対象外:他の法律によって規制される食品、医薬品、化粧品、農薬など 対象外:他の法律によって規制される食品、医薬品、化粧品、農薬など 対象外:他の法律によって規制される食品、医薬品、化粧品、農薬など 対象が収録されている。インペントリに収録されていない化学物質は通常「新規化学物質 以上さなされる。非公開部分もあるので収録されていない場合はEPAに確認) 2. 新規化学物質 以上さなされる。は公開部分もあるので収録されていない場合はEPAに確認) 2. 新規化学物質 2. 新規化学物質 2. 新規化学物質と米国「製造等を開始する90日前までに、PMNをEPAに 提出する必要がある。 ・運要新規利用規則(SNUR): SNURに該当まする化学物質の製造・輸入、加工する場合 は、その化学物質ごとに制定された要件を連守する必要がある。その要件を遵守できない場合は製造等を開始する90日前までに、PMNをEPAに提出する 必要がある。 ただし、成形品に合まれている場合、届出が免除されるが、成形品の一部として化学物質 がSNUR指定されている場合は、SNUR要件としてその免除が取り消される場合がある。 | EPAにより、TSCAインベントリの更新が継続的に実施されているため、確認が必要。 PMN免除規定 ・少量免除、年間10トン以下(30日前までに免除届出の提出が必要) ・環境放出または人への暴露が低い物質免除(30日前までに免除届出の提出が必要) ・試験販売免除(45日前までに免除申請の提出が必要) ・ポリマー免除(最初の製造の単空の1月31日までに免除報告書(製造業者の名称・製造された物質の教)の提出が必要) ・R&D目的免除(免除届出・申請の提出は不要) | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 504 | U.S. | Motor Regulation NEMA MG-1 12-12 | 2010/12~ 対象: 0.75~150kW(1~200HP) 規制: NEMA Premium (IE3) | 認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率値の表示も必要。 | Δ | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |
| 505 | U.S. | 米国カリフォルニア州 バッテリ充電システム省エネ規制 | 2017/01/01~ 対象: パッテリバックアップ、及び、無停電電源充電器 非消費者向け製品 米がリフォルニア州で販売されるパッテリ充電システム、及び、パッテリ充電機能を持つ装置、且つ、施行日以降に製造されたもの。 要件: ・ 技術要件 :パッテリ容量に応じた "充電時+満充電維持の際の24h積算電力量(Wh)"など。 ・ 表示要件 : 充電器の絡板、又は、梱包箱とマニュアルにBOマークを表示。 ・ 試験/申請: 当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。 | ・表示要件:充電器の銘板、又は、梱包箱とマニュアルにBCマークを表示。 ・試験/申請:当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。 | 0 | 0 | エネルギー効率利用専門 委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|----------|--|--|---|-----|-----|--------------------|
| 506 | U.S. | FDAレーザー規制 RCHSA Radiation Control for Health and Safety Act CFR Title21 Part1040 | 目的: 危険なレベルの電離放射線 (レーザー含む)を発生する製品の米国への輸入・販売 を規制する 要求事項: レーザー製品またはレーザーを組み込んだ装置を米国に輸出・販売するものは、その製品ま たは装置が210FR Part 1040.10の要求事項を満たすことを示す書類をFDAに提出しなけ ればならない。 管轄: FDA U.S. Food and Drug Administration (米国食品医療品局) | FDAは申請書類を受領し、内容確認後accession numberを申請者へ連絡する。 Accession numberは通関時に必要。 申請者は年一回annual reportの提出を要求される。 申請内容、送付先等については、以下のガイトを参照のこと。 http://www.fda.gov/downloads/AboutFDA/ReportsManualsForms/Forms/UCM08 1592.pdf | Δ | 0 | EMC·安全法規制専門 委員会 |
| 507 | U.S. | 電気安全規制 (労働安全衛生基準: 29 Code of Federal Regulation Part 1910 Subpart S等) | 労働環境で使用されるものを対象とした電気安全規制。 ①大量生産品・UL規格等に適合させ、認定試験所であるNRTL(UL, CSA等)から認証を取得。 ②非大量生産品・NFPA70、NFPA79等に適合させ、1台毎に州や市の指定機関の適合評価を受けて、フィールドラベルを貼付。 | 左記②は、州や市によって若干規制内容が異なる場合がある。 非大量生産品について、フィールドラベルのみではなく、Limited Production Certification (LPC)という製造工場での1台毎の評価にて認証するタイプもある。 | 0 | 0 | EMC・安全法規制専門 委員会 |
| 508 | U.S. | 連邦規制 47 CFR Part 15, 18 FCC(連邦通信委員会) | Part15 サブパートB 9kHz以上のTiming信号またはPulseを発生させる回路を内蔵する機器(デジタル機器) が対象 Part15サブパートC 電波放射を目的とする機器が適用で、無線LAN、無線電話等が対象 Part18 産業用、科学、医学的などの目的で無線周波エネルギーを局部的に使用する機 器(周波数形化と3Hzが適用)SM機器 (例:工業用加熱装置、超音波利用装置、局部的にRFエネルギーを発生する装置等) | Pert 15B ・情報処理装置が対象機器例として挙げられているが、デジタル機器が対象機器に含まれているため半導体製造装置も対象 ・装置認可手順SDoCの場合、責任者が米国内に必要 Part18 半導体製造装置であっても、ISM機器として位置づける装置は対象となる場合がある FCC規則: Report & Order FCC 22-84に基づき、装置認可手順において、Certificate およびSDoCにおいて、現地代理人を指定することが要求される。 詳細については以下、URLを参照。 ●FCC 22-84 Final Rule https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/06/2022- 28283/protecting~against-national~security—threats-to-the-communications-supply—chain-through-the ●FCC KDB 988446 https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?switch=P&id=3 25672 | 0 | 0 | EMC·安全法規制専門 委員会 |
| 602 | Canada | 特定有害化学物質禁止規則 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations | (特定有害化学物質禁止規則2012の販要) カナダの化学物質規制に関する中心的法律であるカナダ環境保護法1999(Canadian Environmental Protection Act,1993: CEPA 1999)の附表 (の有害物質リストに指定されている。 (特定有害化学物質禁止規則2012の要求事項) 本規則の附表1/20各パートに収載される有害物質及びその含有製品の製造、輸入、使用、販売、販売を禁止。 ※ただし、適用除外が条件付きで多く存在する。 カナダ環境省は、2022年5月14日に「特定有害物質禁止規則2012」の改訂版となる「特定有害物質禁止規則2022」が提案された。 (改訂目的) (の本規則での既禁止物質(PFOS、PFOA、LC-PFCA、HBCD、PBDE)及びその含有製品の製造、使用、販売、輸入に加えて、デクロランプラス(DP)およびデカブロモジフェニルエタン(DBDPE)の製造、使用、販売、輸入に加えて、デクロランプラス(DP)およびデカブロモジフェニルエタン(2DEPE)の製造、使用、販売、輸入に加えて、デクロランプラス(DP)およびデカブロモジフェニルエタン(2DEPE)の製造、使用、販売、輸入に加えて、デクロランプラス(DP)およびデカブロモジフェニルエタン(CBPE)の登造、使用、販売、輸入に制力を発展し、対策に対策を関係して、対策を表し | ・1999年カナダ環境保護法 https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/publications/canadian-environmental-protection-act-t-1999.html ・特定有害物質禁止規則2012 https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2012-285/page-1.html ・特定有害物質禁止規則2022 https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-05-14/html/reg2-eng.html ※2012年特定有害物質禁止規則(現規則)を廃止して置き換える目的で提案され、改訂版として案件公表されている。 最終規則の公布については、早ければ2024年夏の見込みであることが通知された。 | Δ | Δ | 環境情報専門委員会 |
| 603 | Canada | GHS (什案場危険有害性物質情報制度 WHMIS (Workplace Hazardous Materials Information System) | 危険有害性製品法(IPA)と管理製品規則(OPR)に足り、作業場で使用される危険有害性物質を規制物として分類し、輸入の条件として、ラベルと製品安全データ・シート(Safety Data Sheet: SDS)の添付を要求される。 1規制対象物 規制対象物制は、高圧ガス、可燃性物質、酸化性物質、毒性および人体を損ねる物質、腐食性物質、反応危険性が高い物質のの分類のいずれかに入る製品・原料である。傷薬、化は規制対象外。 2ラベル表示は、英語とアランス語の固方での記載が必要。ラベルの記載内容は、製品名、供為格者名、SDS人手可能という記述、危険を表象するシンボル、発生可能な危険を示す用語、規制物の取り扱い、使用または細端部内予防手段、応急手当である。 3SDS WHMISの規制によるSDSは、Hazardous Products Regulations (HPR)に基づく、危険有害性成分、取り扱いに関する情報、製品情報、製品情報、製品、供物、サテ・タ、火災、爆発危険、反応性デタ、有毒性、予防手段、応急措置等1の項目の構成となっており、GHSに対応している。 SDSは英語、アランス語。両語の表示が必要、またDSIは、作成後、危険有害性物質について新しい情報が明らかになる部度更新が必要。 | (2023/2/23施行) 危険有害性製品規則(Hazardous Products Regulations)2022/12/15改定 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 611 | Vietnam | ベトナムRoHS No.30/2011/TT−BCT | 2011年「電気電子製品中の特定有害化学物質の許容濃度に関する暫定規則」公布 EU Rol/So物質規制の規制に同等 対象品目:(1)大型家庭用電気製品(2)小型家庭用電気製品 (3)ITおよび遠隔遠信機器(パソコン、プリンター、複写機など) (4) 民生用機器(ラジネ,テレビ、ピデオカメカなど)(5) 照明装置 (6) 電動工具(据付型の大型産業用工具を除ぐ)(旋盤、フライス盤など) (7) 玩具、レジャカよび式ポーツ機器(8)自動測定機お近日動販売機 2022年8月に改定規則案を公表 「電気電子製品中の特定有害化学物質の含有制限に関する技術規則 EU Rol/S10物質規制の規則と同等(4種のフリル酸が追加される) 制限の開始: 2026年1月1日~ 対象品目:(1)大型家庭用電気製品(2)小型家庭用電気製品 (3)ITおよび海側通信機器(ソコン、プリンター、複写機など) (4)民生用機器(ラジネ、テレビ、ビデオカメラなど)(5)照明装置 (6) 電動工具(据付型の大型産業用工具を除ぐ)旋盤、フライス盤など (7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器(8)自動測定機および自動販売機 (9) 医療機器(10)監視・制御機器(11)1~10に属さないその他の電気・電子機器 | 2011年の公布された規則では、半導体製造装置は対象外 2022年に公表された規則薬では、以下の内容が追加となっている (1)制限対象物質(14種類のプタル酸エステルが追加 (2)対象介ェブリーが追加 (3)適合宣言書と適合マークの表示が必要 改定内容の詳細は今後確認が必要 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 621 | Malaysia | GHS,CLASS規則(2013 年労働 安全衛生規則(有害 化学品の 分類、表示および安全性データ シート)) Occupational Safety and Health (Classification, Labelling and Safety Data Sheet of Hazardous Chemicals) Regulations 2013 | 2013年10月11日に官報に掲載 目的有害化学物質の供給者が供給する化学物質の危険性に関する十分な情報を確実 に提供できる方にする 要求、有害化学物質の機務的な通知 製造業者または輸入業者は暦年ごに年間1トン以上の量で輸入または共有される有害 化学物質の在庫を作成する必要がある。このリストは翌年の3月31日までに労働安全衛生 局に提出する。 化学品の製造業者、輸入業者、配合者、販売業者は業界行動規範(ICOP)に従って、化 学物質の分類、ラベル付け、包装、および安全データシートの編集が義務付けられている | CLASS規則の範囲:職場で使用するために供給される化学物質にのみ適用される。 以下には適用されない。 、放射線物質・廃棄物・化粧品または医薬品・農薬・研究開発に使用される化学物質 (5kg未満)・輸出前に輸送中の化学物質・放出を意図した化学物質を含まない物品 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 631 | Thailand | タイ有害物質法 Hazardous Substance Control Act. HSCA | 1992年4月7日から施行。2019年に改訂 ・有害化学品の製造/輸入、輸出/保有を規制。有害物質はその有害性レベルに応じて、第1種で等程に入類、管理。 ・第1種・輸出人事前通知、生産・輸入、輸出及び所有(保管)可能。 ・第2種・輸出人事前通知、製品登録、居出。 生産、輸入、輸出及び所有(保管)可能。 ・第3種・輸出入事前通知、製品登録、許可。 生産、輸入、輸出及び所有(保管)可能。 ・第4種・生産、輸入、輸出及び所有(保管)を禁止。 ・使用目的毎に5つの局で化学物質を管理。 ・工業用化学物質:工場局(DIW) ・安度、保険医療、消費者用化学物質:食品医療品局(FDA) ・その他、化学物質:畜産開発局(DLD)、水産局(DOF)、エネルギー事業局(DOEB) | ・2013年に有害物質リストが公示、施行された リスト1 農業局が主管する有害物質 リスト2 水産局が主管する有害物質 リスト3 畜産振興局が主管する有害物質 リスト3 畜産振興局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 ・リスト6 エネルギー事業局が主管する有害物質 ・リスト5 の有害物質通知スキー人の改正・2022年6月27日に官報により告示 - 2022年4月19日付の「リスト5:60や高書物質の製造法とは輸入の申告に関する工業 省の遺和原生、2656(2022)が官報により告示。 官報での告示から90日後に有効になり、これまで実施されていたリスト5:6物質の申告 済払は廃止。 通知により、有害物質の製造者または、有害物質が起立いより表もびもである。 通知により、有害物質の製造者または、有害物質の総量がトンを担える場合には、この通知 に流行されているWOOr/OrKo、32 フォームに従って情報を申告。 - 有害物質の設量は、1月1日から12月31日までの上間で計算され、WOOr/OrKo. 32フォームにより翌年の6月30日までに報告。 - 通知により、これまでは製品単位で行われていた申告が、物質まは、混合物中の物質の総量は、1分物質単位での申告に変更。 ・ 2022年12月21日、「工業省告示・仏暦2565年(2022年) 有害物質リスト(第7版) 」を 公布 | × | 0 | 環境情報専門委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|-------------|--|--|--|-----|-----|-----------|
| 632 | Thailand | ∮1RoHS | 2022年1月6日施行 【適用範囲】 本工業製品規格は付属書Aで規定する電気・電子機器を対象とする。付属書Aでは、以下の11がループの製品が、細目リストともに掲載されている。 (1)大型家庭用電気製品、(2)小型家庭用電気製品、(3)情報および通信機器 (4)消費者用機器、(5)照明機器、(6)電気電子工具、(7)元具、レジャーおよびスポーツ機 窓、(6)医療機器、(6)監視および特制機器・健業用の監視および制御機器を含む、(10) 自動販売機、(11)上記範疇に含まれないその他の電気電子機器 (週用除外) a 大型工業ツール(特別な用途で使用するために、連動する大型の機械、設備及び、又は機会され、製造工場では研究・開発センターの専門家により所定の場所に恒久的に設置され、以は被会され、製造工場では研究・開発センターの専門家により根及が保守されるツール) ら設置・固定された大型機械・毎前に所定の場所で恒久的に使用する目のを持ち、専門家におけ組立及び設置される、複数区ケの大型の機器類の集合体)など 「またけ銀位なび設置される、複数区ケの大型の機器類の集合体)など 「またけ銀位を発展していました。」とないまでは、100円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円 | 1. 設置 固定された大型機械は除外 2. 自主規格であり、適合は任意 | × | ٥ | 環境情報専門委員会 |
| 641 | Philippines | フィリピン共和国法律No.6969(有書・ 書物質及び有書・核廃棄物管理 法) | 1990年10月承認・施行。 フィリピンで製造、輸入、販売、使用されている全ての化学物質は、企業から環境天 蒸資滅省(DENR-Department of Environment and Natural Resources)に報告され、フィ リピン既存化学物質リスト(PICOS-Philippine Inventory of Chemicals and Chemical Substances)に収載されている。リストに未収載の新規化学物質については、環境管理局 (EMB Environmental Management Bureau)が実施する。製造前及び輸入前層出制度 (PMPIN-Pre-Manufacture and Pre-Importation Notification)に基づく審査を受ける必要 がある。 | 1993年以降、不定期に化学品及び化学物質リストが追加、公表されている 以下に該当する新規化学物質は届出除外。 アーディクリ 天然物質 放射性物質や最終製品 (フィリピンの他方で規制されている殺生物、薬品、食品添加、化粧品) | × | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 642 | Philippines | Rules and Procedures for the Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) in Preparation of Safety Data Sheet (SDS) and Labelling Requirements of Toxic Chemical Substances ((DAO) 2015–09) フィリピン環境天然資源省 (DENR) 行政命令2015–09号 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) の実施のよび有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き | 2015年5月19日制定。 分類基準、ラベリング、安全データシート(SDS)に関するGHSの要求事項GHSの要求事項 が、アルビン国内で製造、輸入、販売、使用、保管および輸送されるすべての有害化学物 質および混合物(ただし放射性物質は除く)に適用される。 | | × | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 651 | India | e-waste規則(2022年廃電気電子機器(管理)規則) | 2022年11月2日、「2002年廃電気電子機器(管理)規則(E-Waste (Management) Rules, 2022)」を公布した。施行は2023年4月1日。本規則は、現行の「2016年廃電気電子機器(管理)規則」に置き換めるものです。 対象: IT・情報通信機器や消費者向け電気電子機器及びそれらのコンポーネントまたは消耗品または部品またはスペアパーツ。 | 改正ポイント: 大型・小型電気電子機器や電気・電子工具、医療機器などを新たに対象製品に加えている。また、サイクル日標値が2027年度以降80%に引き上げられており、拡大生産者責任(EPR) 証書の発行・取引によるEPR義務の履行、不遵守の場合の環境補償金の賦課制度が規定されている。一方、本規則では生産者責任組織(PRO)およびゴミ箱マーク表示義務の規定が削除されている。 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 652 | India | インドREACH(化学品(管理および安全)規則CMSR) | インドで生産、輸入又は上市された物質、混合物、物品に含まれる物質及び中間体を管理するため、1986年環境保護法に沿って作成。 <概要> 年間1トンを超えて輸入する場合は、届出が必要。別乗切に記載されている物質については、各歴年の終わびから30日以内に更新が必要。別乗切に記載されている物質については登録も必要。※対象は、化学物質単体、混合物であり、成形品中の化学物質については言及していない。 <適用> インド領内で製造、輸入、配置、または配置することを意図したすべての物質、混合物中の物質、中間体 (適用除外>本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ お表現則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ お表現則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当する物質にも適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・ 本規則は、以下の項目に該当なる物質に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 2020年8月24日ドラフト版公開、2023/11月時点では正式に公布されていない。 既存の化学物質規制に関する別価の規則である「有害化学物質の製造、貯蔵および 輸入に関する規則」(1989年)および化学物質事故(緊急計画、準備、および対応) に関する規則」(1996年)も本規則に統合される見込み。 | × | × | 環境情報専門委員会 |
| 701 | Japan | 水銀による環境の汚染の防止 に関する法律 | 水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。 にしたし、水銀等の貯蔵及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。 (日本国では2017年8月16日施行) 1. 水銀等による環境汚染防止の計画を策定 2. 水銀鉱の推理を禁止 3. 特定の水銀使用製品で、許可を得た場合を除き製造を禁止し、部品としての使用を制 腹する等の所型の指置 4. 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止 5. 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求め 5。 7. 水銀舎の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求め 5。 7. 水銀舎有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対 し定期的な報告を求める。 8. その他罰則等所要の整備。 | | 0 | 0 | 環境情報専門委員会 |

| No | 地域 | 法律 | 目的/要求事項 | 特記事項 | 影響度 | 緊急度 | 担当委員会 |
|-----|-----------|---|---|--|-----|-----|-----------|
| 702 | Japan | (Fガス規制) 特定物質の規制等によるオゾン層 の保護に関する法律(オゾン層保 護法) | (概要) 「オン)層保護法」に基づき、「特定フロン(HCFG)」の製造・輸入を規制し、オン)層破壊効果のない「代替フロン」への転換を図ってきた。モントリテール議定書が2016年10月ルワンダのキガルにで「代替フロン」にも温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が集たされることとなった。(日本が選やしなければならない生産量及び消費量)2024年1月日 ~生産量3032439 消費量4299425 削減率40%)2024年1月日 ~生産量3032416 消費量・21454712 (削減率70%)2034年1月日 ~生産量1008677 消費量14303141 (削減率70%)2034年1月日 ~生産量1008687 消費量14303141 (削減率50%)2034年1月日 ~生産量1008687 消費量14303141 (削減率50%)単位、60MPと)(実置性トン]に地球温暖化係数を乗じた数量)(代替プロンの速度及104人では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次 | 類削対象となる代替プロン: カッコ内はGWP地球温暖化係数 HFC-134(1430) HFC-134(1430) HFC-134(1430) HFC-134(1430) HFC-245(1430) HFC-256(1430) HFC-256(1430) HFC-256(1430) HFC-256(1430) HFC-236(1430) HFC-236(1430) HFC-245(1430) HFC-32(157) HFC-125(350) HFC-143(14470) HFC-143(1470) HFC-143(1470) HFC-143(1470) HFC-143(1470) HFC-143(1470) HFC-143(14800) ※地球温暖化係数についての改正が2024年4月1日に施行される。改正内容は新たな算定方法を2024年報告(-2023年度排出量を報告)分から適用される。 【参考: 終産省 半導体製造用HFC ガイダンス】 | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| | | | 9010年11月22日 32/1ガポール連絡庁/MEA) H主豆酢鉱庁(2005) しサロマ ハノビコ | https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/ozone/law ozone scm.html #担申付金を与えるのである。 | | | |
| 801 | Singapole | (Fガス規制) HFC規制 | 2018年11月22日、シンガボール環境(NEA)は市民防衛庁(SCDF)と共同で、ハイドロフルイロカーが、VHFC) 野血輪入規軸(開する家内文書(U下、木文書)を発行した。2019年1月1日以降、NEAは環境保護管理法(EPMA)の下で18種類のHFC(混合物を含から2019年1月1日以降、NEAは環境保護管理法(EPMA)の下で18種類のHFC(混合物を含から2019年1月1日以降、NEAが発行する有害物質の取扱いライセンスを取得しなければならない。援制対象とはる18種類のHFC(混合物の含まれる・つイセンスの申請は、申請用サイト(Intes・Vilicence I.business.gov.sg)を通じて、NEAにオンラインで提出する。 ・上記の有害物質の取り扱いライセンスに加えて、SCDFとNEAが共同で規制する以下の5種類の可燃性HFCを発力する企業は、SCDFが発行する輸入ライセンスを取得しなければならない。上記の有害物質の取り扱いライセンスに加えて、SCDFとNEAが共同で規制する以下の5種類の可燃性HFCを製入する企業は、SCDFが発行する輸入ライセンスを取得しなければならない。にジルはロメッ(HFC・123)にジルはロメッ(HFC・123)にジルはロメッ(HFC・123)にジルはロメッ(HFC・123)にリンルはロメッ(HFC・143)、リンルはロメッ(HFC・143)、リンルはロメッ(HFC・143)、リンルはロメッ(HFC・143)、リンルはロメッ(HFC・143)、リンルはロメッ(HFC・143)、リントは日本のよりを使用して特別を受けていたが、2019年1月1日以降、上記のHFCの取り扱いに関するライセンスの申請は、本文書の附属フ書・ドを使用して行う。 は、財産を受けていたが、2019年1月1日以降は、SCDFの製品コードのみを使用して輸入ライセンスを申請すればよい。 | 1.HFC-32 2.HFC-41 3.HFC-143a 4.HFC-152a | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 802 | Singapore | 環境保護管理法 (Environmental Protection and Management Act (EPMA)) 環境保護管理(有害物質)規則 (下位規則) (Environmental Protection and Management (Hazardous Substances) Regulations (EPM (HS) Regs)) | ・環境保護管理法(EPMA)は、幅広い環境保護を目的とし、シンガポール環境庁(National Environment Agency (NEA)から公布された。 では規則の環境保護管理法(EPMA)は、幅広い環境保護を目的とし、シンガポール環境庁では規則の環境保護管理・音物質)規則(EPM (HS) Regs)により、有害物質の規制が行われ、対象の有害物質は、別表2/「トートで除外規定と七に定められる。 2016年6月1日の改正で、EU ROHSの物質(盤)、水銭、力下さり、木価の10ム、PBB、PBDE)が同じ許容温度で別表2/「トートに追加され、シンガポールROHSとして2017年6月1日から施行。 おきないまた。大田の日の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の | | Δ | 0 | 環境情報専門委員会 |
| 803 | | GHS 危険化学品及び危険物品に関わ る危害情報伝達に関する標準 Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods (SS 586: 2008 (2014)) | GHSにおける化学物質の有害性び危険情報を明記。3つのパートにて構成 パート1: 危険物質の輸送と保管 パート2:シンガボールにおける化学物質の分類および表示に関する世界調和システム パート3:安全データシート(SDS)の準備 | 2023年2月6日改正版(SS 586-2: 2022、SS 586-3: 2022)を発行 パート2、パート3の実施まで24か月の猶予期間が設けられた(猶予期間;2025年2月5日迄) パート2:本改訂においてラベルとトレーニングの要求強化、新しい物理的有害物質の分 関するため新しい付属のが追加され、化学品用の小さ容器にラベルを付ける方法を説 明するための新しい付属のが追加され。 パート3: 現行からの大きな変更はないが、GHS第7版に基づきSDS要求のサンブルが更 新される。化学物質の経験的データを特定するためのガイダンスを提供のため、新たな付 属書Dが追加された。 | 0 | Δ | 環境情報専門委員会 |